PFOS含有泡消火薬剤を使用した 泡消火設備に関する取扱いについて 【第5版】

- ・化審法上の取扱いについて
- 消防法上の取扱いについて
- ・廃掃法上の取扱いについて
- 自主的な取り組みについて
- ・PFOS処理事業について
- ・関連する各種法律について

平成 27 年 6 月 令和 2 年 1 月 一部変更

一般社団法人 日本消火装置工業会

はじめに

平成21年5月に開催された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)の第4回締約国会議(COP4)において、国内で従来から設置されている泡消火設備で使用している泡消火薬剤の一部の製品に含有されている『ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩』(以下PFOSという)が、残留性有機汚染物質として規制対象物質に指定されました。(規制分類は「制限」、泡消火薬剤等は使用が認められる用途)。

PFOSとは、「ピーフォス」あるいは「ピーエフオーエス」と読むもので、一部の泡消火薬剤に含まれていた化学物質ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩のことです。ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)の化学式は $C_8F_{17}SO_3H$ です。

人への健康影響は現時点では報告されていませんが、難分解性であり、環境中に広く分布している ことが判明したことから、規制対象物質となりました。

この条約への批准を受け、日本国内では平成21年10月、PFOSは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(通称:化審法)で第一種特定化学物質(製造・輸入の事実上禁止、特定用途以外での使用禁止、政令指定製品の輸入禁止等)に指定され、平成22年4月より施行されています。

このうち、PFOSを含有する泡消火薬剤については、代替品があるため「エッセンシャルユース」には該当しませんが、改正化審法の「技術基準」に従う条件で、設置の継続及び火災時の使用が認められました。また、化審法の技術基準や廃掃法上の廃棄規定、あるいは消防庁の取り組み等により、泡消火設備の一部に使用されているPFOS含有泡消火薬剤については、その設備あるいは容器などへの表示方法、設備の点検方法および薬剤等廃棄処理方法の遵守義務詳細が規定され、平成22年10月1日から運用が始まりました。

今回の化審法の改正は、総務省消防庁のみならず、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省など多方面に関連するものでもあります。そのため、(一社)日本消火装置工業会では、内容を正しく理解・運用して頂くために関係法令等を整理し、本資料「PFOS含有泡消火薬剤を使用した泡消火設備に関する取扱いについて」として纏めました。

本資料を参考に、お客様の安全・安心を確保して頂き、廃絶すべき物質であるPFOS含有泡消火薬剤をPFOS非含有泡消火薬剤に交換して頂くと共に、交換までの間の適切な点検・取扱いの実施にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【第2版発行にあたって】

平成22年10月に発行した本資料ですが、PFOS汚染物やPFOS含有廃棄物の処理を行うにあたり、環境省のガイドラインに準拠した処理業者情報に関する掲載の要望があり、第2版を発行することになりました。

また、化管法に関連する項目も併せて追記し、取扱いについて不明瞭な箇所を極力減らしたと考えております。

皆様におかれましては、本資料を参考に、お客様の安全・安心を確保して頂き、廃絶すべき物質である PFOS含有泡消火薬剤をPFOS非含有泡消火薬剤に交換して頂くと共に、交換までの間の適切な点 検・取扱いの実施にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【第3版発行にあたって】

平成23年5月に改訂第2版を発行した本資料ですが、PFOSを処理可能な業者が増えたこと、サンプリング検査の方法等について説明を求められることから、第3版を発行することになりました。

重ねてのお願いになりますが、本資料を参考に、お客様の安全・安心を確保して頂き、廃絶すべき物質であるPFOS含有泡消火薬剤をPFOS非含有泡消火薬剤に交換して頂くと共に、交換までの間の適切な点検・取扱いの実施にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【第4版発行にあたって】

平成24年6月に改訂第3版を発行した本資料ですが、PFOSを処理可能な業者が追加されたこと、サンプリング検査の依頼票、結果報告書の取り扱いについて整理したことから、第4版を発行することになりました。

また、第4版では、これまで以上により正確に理解して頂くよう文言の細かな修正を行い、PFOS含有泡消火薬剤を用いた泡消火設備においてPFOS非含有泡消火薬剤に交換する際の交換範囲についても図示しました。

重ねてのお願いになりますが、本資料を参考に、お客様の安全・安心を確保して頂き、廃絶すべき物質であるPFOS含有泡消火薬剤をPFOS非含有泡消火薬剤に交換して頂くと共に、交換までの間の適切な点検・取扱いの実施にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【第5版発行にあたって】

平成25年12月に改訂第4版を発行した本資料ですが、混合使用できる泡消火薬剤に製造中止品があること、対象となるヘッドの種類に追加があったことから、第5版を発行することになりました。

また、一部のPFOS処理事業者のURLや連絡先及び関係資料の掲載先(URL)を最新のものに変更しました。

重ねてのお願いになりますが、本資料を参考に、お客様の安全・安心を確保して頂き、廃絶すべき物質であるPFOS含有泡消火薬剤をPFOS非含有泡消火薬剤に交換して頂くと共に、交換までの間の適切な点検・取扱いの実施にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

目 次

	はじめ	に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	l
1.	本書に	こおける用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ と	5
	(1)	化審法	5
		廃掃法	
		化管法	
		PFOS含有泡消火薬剤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		PFOS含有泡消火設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		PFOS汚染物(化審法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		PFOS含有廃棄物(廃掃法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		取扱事業者(化審法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ と	
	(9)	容器(化審法での定義) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(10)	第一種特定化学物質(化審法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(11)	エッセンシャルユース(化審法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(12)	第一種指定化学物質(化管法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(13)	PRTR制度(化管法)····································	
	(14)	SDS制度(化管法)(旧MSDS制度) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(15)	WDSガイドライン (廃掃法) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(16)	排出事業者(廃掃法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(17)	マニフェスト(産業廃棄物管理票)(廃掃法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		- 1 PFOSを含有する泡消火薬剤等の一覧表····································	
2.		ta法律等の概要····································	
		化審法関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		消防法関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		廃掃法関連····································	
		化管法関連	
		用語や機器と適用される法律の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
_		- 2 用語や機器と適用される法律の関係一覧····································	
3.		特等における化審法上の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
		点検前の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
		点検時/点検後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
4.		法上の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
		点検基準・点検要領の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		サンプリング検査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
		- 3 サンプリング検査の項目と不具合事例·······1	
		- 1 輸送時の表示方法(例) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		- 2 サンプリング検査依頼票 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		- 3 サンプリング検査結果成績書(例) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	※ ・	─ 4 尽(境 崇(へ)) 記載 (例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ │	ıy

	図-5 浩	回消火薬剤及び泡水溶液の交換範囲 · · · · · · · · · · · · · · · · 1	9
	(3) 泡消火薬	薬剤の混合使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	0
	表一4 涯	混合使用組み合わせ適合表2	1
5.	廃掃法上の取	!扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	4
	(1) 点検で放	牧出したPFOS含有廃棄物の処理委託について ・・・・・・・・・・ 2	4
	(2) 点検で放	牧出したPFOS含有廃棄物の収集・運搬について · · · · · · · · · · 2	4
	(3) 処理事業	養者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	4
	図-6 F	PFOS処理会社の所在地 · · · · · · · · · 2	6
		業者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
6.		扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	(1) PRTF	R制度への該当について・・・・・・・・・・・・・・・・・2	7
	(2) 事業所の	り届出対象業種について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	7
	表-5 月	PRTR制度対象業種一覧表 · · · · · · · 2	7
7.		有泡消火薬剤への交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
		能奨について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
		泉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
		り準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	(4) 交換時/	/交換後3	0
		PFOS非含有泡消火薬剤交換済証 · · · · · · · · · · · · · 3	
8.		組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
		ごリティ調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
		主車場用の泡消火設備調査のお願い · · · · · · · · 3	
		長への記載など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
		PFOS含有泡消火薬剤管理台帳登録済証······3	
		管理台帳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
		PFOS非含有泡消火薬剤シール · · · · · · · · · · · · · 3	
		載先 (URL) ··········· 3	
10.	. 改訂履歴…	3	7

1. 本書における用語の解説

(1) 化審法

化学物質審査規制法または化学物質審査製造規制法とも呼ばれる、正式名称「化学物質の審査 及び製造等の規制に関する法律」の略称です。

難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するために、昭和48年(1973年)に制定された法律第117号です。

(2) 廃掃法

廃棄物処理法とも呼ばれる、正式名称「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称です。 廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために、昭 和45年(1970年)に制定された法律第137号です。

(3) 化管法

化学物質排出把握管理促進法またはPRTR法とも呼ばれる、正式名称「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称です。

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する ために、平成11年(1999年)に制定された法律第86号です。

(4) PFOS含有泡消火薬剤

PFOSを含有している泡消火薬剤で現在は製造していません。

PFOSの含有濃度については何 ppm 以上といった濃度の規定はなく、製造過程上で泡消火薬剤に含有しているものが該当します。

PFOS含有泡消火薬剤については、表-1を参照して下さい。

なお、PFOSを含有していない泡消火薬剤と、PFOS含有泡消火薬剤が混合使用されている場合は、PFOS含有泡消火薬剤に該当します。

(5) PFOS含有泡消火設備

泡消火設備のうち、PFOS含有泡消火薬剤を使用した泡消火設備です。

(6) PFOS汚染物(化審法)

PFOS含有泡消火薬剤水溶液の廃液(不要となったPFOS含有泡消火薬剤を含む)、あるいはPFOS含有泡消火薬剤をふき取るなどでPFOSが付着している布その他の不要物をいいます。

汚染物はそのまま放置してはならず、保管または廃棄する必要があり、保管する場合は化審法の「技術上の基準」に従うことが必要です。

(7) PFOS含有廃棄物(廃掃法)

PFOS使用製品(PFOS含有泡消火薬剤等が該当)及びそれらの製造、使用段階等から排出されるPFOS又はその塩を含有する不要物であって、固形状又は液状のものです。

PFOS又はその塩が付着した容器等についても、PFOS含有廃棄物に準じて取り扱うものとされます。

廃棄処分の際は、廃掃法の基準及び技術上の留意事項に従うことが必要です。

(8) 取扱事業者(化審法)

業として消火器等(消火器、消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤をいう。)を使用する者その他の業として消火器等を取り扱う者をいいます。(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号 平成22年9月3日)

なお、「業として」とは、社会通念上一般的には反復継続的な行為を指しますが、一回限りの

使用であっても社会通念上その行為が事業とみなされる場合には、業であると判断されます。 なお、営利性を有することは必要としません。

「取り扱う」とは、製造、使用、運搬又は貯蔵等、社会通念上、その行為が事業とみなされる ものを指します。

消防機関や自衛防災組織、自衛隊又は空港に配置される消防隊、及び点検事業者が該当します。 (消防消第 215 号、消防予第 385 号、消防危第 191 号、消防特第 168 号 平成 22 年 9 月 3 日)

(9) 容器 (化審法での定義)

化審法の容器としては、泡消火薬剤等又は汚染物を入れる容器をいい、ポリ缶やドラム缶及び その他密閉できる容器が該当し、泡消火薬剤貯蔵槽(泡タンク)は該当しません。

いずれの場合も化審法の「技術上の基準」に従い、PFOSを含有する旨を表示する義務があります。

(10) 第一種特定化学物質(化審法)

化審法において難分解、高蓄積で人や高次捕食動物への長期毒性ありと判定された化学物質の ことです。

第一種特定化学物質については、製造・輸入の許可制(事実上禁止)、政令指定用途以外での使用の禁止等厳しい規制が課せられます。

また、第一種特定化学物質及び政令で使用が認められた製品について、環境汚染防止の観点から取扱基準適合義務及び表示等の義務が課せられます。

(11) エッセンシャルユース(化審法)

PFOSの用途の中には、代替が困難であること等から、PFOS製造又は使用を許容される「個別の適用除外」を受ける場合があり、これをいわゆる「エッセンシャルユース」といいます。 泡消火薬剤については、代替品(PFOS非含有製品)があるためエッセンシャルユースには該 当しませんが、今後も化審法の技術上の基準に従う条件でPFOS含有泡消火薬剤を引き続き設置することが可能です。

(12) 第一種指定化学物質(化管法)

人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれくらい存在 しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」に区分されており、PF OSは「第一種指定化学物質」(号番号396)になり、PRTR制度の対象物質となります。

(13) PRTR制度(化管法)

有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。本制度の対象事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出ます。

(14) SDS制度(化管法)(旧MSDS制度)

事業者が指定化学物質やそれを含む製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して安全データシート(SDS: Safety Data Sheet)を交付することにより、その成分や性質、取扱い方法などに関する情報を提供する制度のことです。 SDSは、国内では平成 23 年度までは一般的に「MSDS (Material Safety Data Sheet: 化学物質等安全データシート)」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一されました。また、GHSに基づく情報伝達に関する共通プラットフォームとして整備したJIS Z 7253 においても、「SDS」とされております。

(15) WDSガイドライン (廃掃法)

産業廃棄物の処理過程において、有害特性等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に 提供されないことに起因する事故や有害物質の混入等の課題に対応するために策定されたガイド ラインです。産業廃棄物の処理を委託する際、廃棄物情報の提供に関して排出事業者と処理業者 の参考となるよう、情報提供が必要な項目や契約書に添付できる廃棄物データシート(WDS)の 様式例をとりまとめたものです。

(16) 排出事業者 (廃掃法)

事業活動に伴い産業廃棄物 (ここではPFOS含有廃棄物) を生じた事業者のことをいいます (廃掃法第19条の6)。

PFOS含有泡消火薬剤等の場合は、原則として設備所有者すなわち泡消火設備を所有している者が該当します。

産業廃棄物を適正に処理する義務があります。

(17)マニフェスト (産業廃棄物管理票) (廃掃法)

産業廃棄物の適正な処理を推進する目的の制度で、マニフェスト伝票を用いて廃棄物処理の流れを確認できるようにし、不法投棄などを未然に防ぐためのものです。

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票(通称マニフェスト伝票)を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した産業廃棄物管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度です。なお、事業者すなわち排出事業者は産業廃棄物の処理を委託する際に書面により委託契約を行う必要があります。

表-1 (その1) PFOSを含有する泡消火薬剤(水溶性液体用を除く)一覧表

No.	型式番号	製造者名	商品名	型式	PFOS 含有率
1	泡第 51~7 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3031	水成膜泡 6%(-5℃~+30℃)	約 1%
2	泡第 53~5 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3033	水成膜泡 3%(-5℃~+30℃)	約 2%
3	泡第 60~2 号	住友スリーエム㈱	ライトウォーター FC-3103	水成膜泡 3% (−10℃~+30℃)	約 1%
4	泡第 60~5 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3104	水成膜泡 6%(-10℃~+30℃)	約 0.5%
5	泡第 8~1 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3073	水成膜泡 3% (-20℃~+30℃)	約 1%
6	泡第 1~6 号	DIC㈱	メガフォーム F - 623	水成膜泡 3%(-10℃~+30℃)	1%未満
7	泡第1~7号	DIC㈱	メガフォーム F - 626	水成膜泡 6%(-10℃~+30℃)	0.05%未満
8	泡第 4~4 号	DIC㈱	メガフォーム F - 633S	水成膜泡 3%(-20℃~+30℃)	0.05%未満
9	泡第7~1号	DIC㈱	メカ゛フォーム AGF	合成界面泡 6% (-5℃~+30℃)	0.05%未満
10	泡第8~2号	DIC㈱	メカ゛フォーム N - 103	水成膜泡 3%(-10℃~+30℃)	0.05%未満
11	泡第11~1号	DIC㈱	メカ゛フォーム AGF-3	合成界面泡 3%(-5℃~+30℃)	0.05%未満
12	泡第9~3号	深田工業㈱	フカタ゛・フロロアルコフォーム G	たん白泡6%(-10℃~+30℃)	0.05%未満
13	泡第 10~5 号	深田工業㈱	フカタ゛・フロロアルコフォーム G	たん白泡3%(-10℃~+30℃)	0.05%未満
14	泡第 10~1 号	ヤマトフ゜ロテック(株)	アルファフォーム 310	水成膜泡 3%(-10℃~+30℃)	約 0.006%
15	泡第 11~2 号	ヤマトフ゜ロテック(株)	アルファフォーム 320	水成膜泡 3%(-20℃~+30℃)	約 0.006%
16	泡第 11~5 号	ヤマトフ゜ロテック(株)	アルファフォーム 605	水成膜泡 6%(-5℃~+30℃)	約 0.003%
17	泡第 15~4 号	ヤマトエンシ゛ニアリンク゛(株)	CF フォーム 310	水成膜泡 3%(-10℃~+30℃)	約 0.006%
18	泡第1~5号	㈱初田製作所	ハツタフォーム AF³ (−10°C)	水成膜泡 3%(-10℃~+30℃)	約 0.12%
19	泡第 63~9 号	㈱初田製作所	ハツタフォーム AF³ (−20°C)	水成膜泡 3%(-20℃~+30℃)	約 0.20%

表-1 (その2) PFOSを含有する泡消火薬剤(水溶性液体用)一覧表

NI.	製造者名	本 日夕	型式	PF0S
No.		商品名	至八	含有率
1	住友スリーエム㈱	ライトウォーター ATCFC-3035	水溶性液体用泡消火薬剤	約 1%
2	住友スリーエム㈱	ライトウォーター ATCFC-600	水溶性液体用泡消火薬剤	約 1%
3	D I C㈱	メカ゛フォーム F-610AT	水溶性液体用泡消火薬剤	0.05%未満
4	D I C㈱	メカ゛フォーム AT-3	水溶性液体用泡消火薬剤	0.05%未満

表-1(その3) PFOSを含有する噴霧消火薬剤一覧表

	No.	噴霧消火剤の型式番号	製造者名	商品名	型式	PF0S 含有率
Ī	1	鑑特第 116 号	能美防災㈱	NCA211	噴霧消火剤 2% (-10℃~+30℃)	1%未満

太字ゴシック体の消火薬剤は、化管法対象物質であることを示します。

なお、化管法で示されるPRTR制度の届出対象となるかは含有率以外の条件もあるので、他の 条件も確認する必要があります。詳細は、「6. 化管法上の取扱いについて」を参照してください。

2. 関連する法律等の概要

(1) 化審法関連

取扱事業者は、環境中へのPFOS含有泡消火薬剤等の流出防止のため、<u>点検や交換等でPF</u>OS含有泡消火薬剤等を取り扱う際、化審法改正省令(平成22年9月3日公布)の「技術上の基準」に従った取り扱いが必要です。

PFOS含有泡消火設備の取扱事業者として点検事業者等が該当し、「技術上の基準」に従い PFOS含有泡消火薬剤等の保管方法、表示確認、容器の点検、保管数量の把握が義務付けられます。

PFOS含有泡消火薬剤等を「技術上の基準」に従い取扱わなかった場合、及び表示義務を果たさなかった場合、主務大臣より改善命令が出されます。その改善命令に従わなかった場合、取扱事業者(点検事業者等)は化審法の規定により6か月以下の懲役、又は50万円以下の罰金が科せられます。

(2) 消防法関連

PFOS含有泡消火薬剤が環境へ排出されないように、PFOS含有泡消火設備の点検基準が一部改正されました。

PFOS含有泡消火設備の総合点検においては、機能を維持するための措置が講じられている場合に限り、全放射区域の20%以上の区画で行う放射や加圧送水装置から最遠の区画における泡放射を省略することができます。

また、性能確認等、所定の条件を満足すれば、PFOS含有泡消火薬剤とPFOS非含有泡消火薬剤の混合使用も認められます。

(3) 廃掃法関連

PFOS含有廃棄物の収集運搬又は処理を委託する場合は、PFOS含有廃棄物の分類がその事業の範囲(汚泥、廃酸、廃アルカリ)に含まれており、「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従って分解処理することを確認済みの処理業者であることが必要です。

排出事業者は、処理委託業者に対して、予め「PFOS含有廃棄物であること」、「数量」、「性状」、「荷姿」、「取り扱う際に注意すべき事項等(SDS等)を、WDSガイドライン等で知らせること」が必要です。

なお、PFOS含有廃棄物を不法投棄した場合、廃掃法の規定により5年以下の懲役、又は1000万円以下の罰金が科せられます(法人は3億円以下の罰金)。

また、排出事業者がPFOS廃棄物の処理を行う上で「明らかに必要な情報」を処理業者に与えなかった場合、3年以下の懲役、又は300万円以下の罰金が科せられます。

(4) 化管法関連

PRTR制度における届出の義務は、届出対象事業者(泡消火薬剤の所有権者)の事業所が以下の3つの条件すべてに合致し、届出対象製品を排出または移動する際に課せられ、都道府県経由で事業所間大臣に対し排出量・移動量の届出を行う必要があります。違反した場合、化管法の規定により20万円以下の過料に処されます。

- ①政令で指定する24種類の業種に属する事業者。
- ②常時使用する従業員の数が21人以上の事業者。
- ③ PFOSの年間取扱量が1トン以上の事業所を有する事業者等、又は廃掃法他で定める特定の施設を設置している事業者。

(5) 用語や機器と適用される法律の関係

各法律等の詳細は、「9. 関係資料の掲載先 (URL)」に示す各省庁のホームページアドレス等を参照して下さい。

表-2 用語や機器と適用される法律の関係一覧

		適用法				
					1	
No	項目	化	消	廃	化	注意点
NO	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	審	防	掃	管	在 息 点
		法	法	法	法	
1	追加補充用等のPFOS入りで 持ち運び可能な容器(ポリ缶等)	0			0	化審法改正省令における、保管、表示、容器の点検の義務あり。 PRTR制度の届出要件に該当する場合、届出義務あり。
2	PFOS含有・非含有の分析の ため、分析会社へ郵送	0		0		
3	泡消火薬剤貯蔵槽(泡タンク)		0			化審法改正省令における、保 管、表示、容器の点検の適用 除外。
	PFOS含有泡消火薬剤の保管	0				
4	PFOS汚染物の保管	\circ				
5	PFOS含有廃棄物の保管			0		
6	消防点検時	\circ	\circ	\circ		
7	サンプリング検査のために郵送	\circ	\circ	0		
8	交換作業時	\circ	\circ	\circ		
9	廃棄時			0	0	廃掃法の基準及び技術上の留 意事項に従う。 PRTR制度の届出要件に該 当する場合、届出義務あり。
10	火災時	0				火災時の使用については化審 法省令上の規制対象外。
11	誤放出時	0		0		可能な限り回収し廃棄する。

3. 点検時等における化審法上の取扱いについて

- (1) 点検前の準備
 - ① 設備の確認

一斉開放弁の開閉点検に伴い、流水検知装置が開放する際、排水管にPFOS含有泡消火薬剤水溶液が流れ込む構造の場合は、PFOS含有泡消火薬剤水溶液を回収できるよう、必要に応じた措置をとって下さい。

② 服装、保護具

取り扱う泡消火薬剤の安全データシート等(SDS等)に従った服装、保護具を着けて作業を して下さい。

③ 養生、容器の準備

PFOS含有泡消火薬剤が飛散、流出しないように予め次のような準備をして下さい。

- ふき取り用の布等を用意します。
- PFOS汚染物を回収する為の容器(密閉式の堅固な容器であり、浸透しにくい材料を用いて製作されたもの)を用意します。
- 地下浸透を防止する為、PFOS含有泡消火薬剤が放出される恐れがある床面は、合成樹脂等により被覆(地下浸透しないものであれば、ビニールシートでも可)します。
- ④ PFOSを含有している補充用泡消火薬剤容器への表示
 - 補充用泡消火薬剤を客先に販売して補充する場合、次の「(2) 点検時/点検後 ①表示の確認 譲渡、提供する場合の表示例」により表示します。
 - 客先が所有・保管しているものを補充する場合は、次の「(2)点検時/点検後 ①表示の確認」 に準じて表示します。
 - PFOS含有率については、可能な限り正確な含有率を記載すべきですが、混合使用等で含有率の特定が困難な場合には、「○○%未満」と上限値の表記法も認められます。
 各泡消火薬剤の含有率については表-1 に記載していますが、より詳細な情報は、各製造会社のホームページ等を参照して下さい。

(2) 点検時/点検後

① 表示の確認

PFOS含有泡消火薬剤を入れた容器および保管している場所の見やすい箇所に、PFOS含有泡消火薬剤を保管している旨が表示されているか確認し、表示されていない場合は適切な表示を行って下さい。表示内容の例を以下に示します。

なお、譲渡・提供の場合は、例に示す通りの表示が必要です。

■容器への表示例

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

第一種特定化学物質 (PFOS又はその塩) を含む消火器用消火薬剤・泡消火薬剤 PFOS又はその塩の含有率 []

●注意事項

- (1)消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤(以下「泡消火薬剤等」という。)に使用されているPFOS又はその塩は、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収すること等により、PFOS又はその塩の排出の削減に努めて下さい。
- (2)泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行って下さい。万一、飛散又は流出した場合には、布等で直ちにふき取って下さい。
- (3)漏出したときは回収するよう努めて下さい。
- (4)回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、所内で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理して下さい。
- ●表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所

氏名: 住所:

■容器を保管している場所への表示例

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

- 第一種特定化学物質(PFOS又はその塩)を含む消火器用消火薬剤・泡消火薬剤
- ●当該場所には 、第一種特定化学物質であるPFOS又はその塩を含む消火器用消火薬剤・泡消火薬剤を保管しています。
- ●注意事項
- (1)消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤(以下「泡消火薬剤等」という。)に使用されているPFOS 又はその塩は、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積 されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意 し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収するこ と等により、PFOS又はその塩の排出の削減に努めて下さい。
- (2)泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行って下さい。万一、飛散又は流出した場合には、布等で直ちにふき取って下さい。
- (3)漏出したときは回収するよう努めて下さい。
- (4)回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、所内で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理して下さい。

② 定期的な保管容器等の点検

PFOS含有泡消火薬剤等を入れた容器等について、次の内容を点検し、点検結果を記録する と共に防火対象物の関係者*に提出するようにして下さい。記録は作成の日から5年間は保存し て下さい。

- 容器から泡消火薬剤等が漏出していないか。
- 容器に損傷または腐食はないか。
- 床面等にひび割れはないか。
- ※ 化審法上は、取扱事業者が5年間保管する義務がありますが、点検業者(取扱事業者)が変更になることも考慮し、防火対象物の関係者にも帳簿の存在をお知らせする方が望ましいため

もし異常が認められた場合には、防火対象物の関係者に申し出て、速やかに補修等必要な措置を講じて下さい。

③ 漏出時の措置

点検時にPFOS含有泡消火薬剤等が環境中に漏出した場合は、ただちに次の措置を講じて下さい。

- 速やかに漏出拡大防止に必要な応急措置を行って下さい。
- 可能な限り漏出した泡消火薬剤等を回収して下さい。
- 回収した泡消火薬剤等や使用した布は、容器に入れ密閉して保管して下さい。
- ④ 点検で生じたPFOS汚染物の処理
 - 点検で生じたPFOS汚染物は必ず回収し、密閉できる容器に入れ保管して下さい。
 - PFOS汚染物を入れた容器は、屋内に保管し、床面はコンクリート、または合成樹脂等により被覆(地下浸透しないものであれば、ビニールシートでも可)する措置を講じた場所に保管して下さい。
 - PFOS汚染物を入れた容器を保管する場合は、容器の見やすい箇所にPFOS汚染物を保管している旨を表示して下さい。
 - 処分する場合は「5. 廃掃法上の取り扱いについて」を参照して下さい。

■汚染物を保管している容器への表示例

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

- 第一種特定化学物質(PFOS又はその塩)を含む汚染物
- ●この容器には、

第一種特定化学物質であるPFOS又はその塩を含む廃液又はPFOS又はその塩が付着している布その他の不要物を保管しています。

●注意事項

- (1)消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤(以下「泡消火薬剤等」という。)に使用されているPFOS 又はその塩は、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積 されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意 し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収するこ と等により、PFOS又はその塩の排出の削減に努めて下さい。
- (2)泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等により行って下さい。万一、飛散又は流出した場合には、布等で直ちにふき取って下さい。
- (3)漏出したときは回収するよう努めて下さい。
- (4)回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、所内で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理して下さい。
- ●表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所

氏名:

住所:

⑤ 使用した器具等の洗浄

- 点検に使用した器具等は、PFOS含有泡消火薬剤等が外部に漏出しないように洗浄するか、 または布等でふき取ります。
- 洗浄に用いた水またはふき取った布等は、密閉できる容器に入れて保管します。
- 処分する場合は「5. 廃掃法上の取り扱いについて」を参照して下さい。

⑥ 帳簿の作成

取扱事業者(点検業者)は、事業所ごとにPFOS含有泡消火薬剤の保管数量を記載した帳簿を作成し、保管すると共に防火対象物の関係者**に提出するようにして下さい。

※ 化審法上は、取扱事業者が最終の記入をした日から5年間保存する義務がありますが、点検 業者(取扱事業者)が変更になることも考慮し、防火対象物の関係者にも帳簿の存在をお知 らせする方が望ましいため。

4. 消防法上の取扱いについて

(1) 点検基準・点検要領の改正について

PFOS含有泡消火薬剤等が環境中に放出されないよう、機能を維持するための措置が講じられていることを条件に、PFOS含有泡消火設備の点検基準・点検要領が一部改正され、泡放射試験の一部が免除されることになりました。

以下に、PFOS含有泡消火設備に適用される点検基準・点検要領に関して留意事項を示します。

点検基準・点検要領の一部改正内容(要点)

総合点検において、フォームヘッドから放射して発泡倍率、放射圧力、混合率等の測定を不要とし、非常電源に切り替えた状態で、一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動起動操作部又は自動式起動装置の作動で代替することができる。

機能を維持するための措置とは

以下の①~③のいずれかの措置が講じられていることをいいます。

- ① 設置されている泡消火薬剤が基準年から起算して10年(合成界面活性剤泡消火薬剤にあっては15年)以内であること。この場合、基準年は泡消火設備を設置した年、泡消火薬剤を製造した年または泡消火薬剤を現在のものに全量交換した年です。継ぎ足しにより補充した年ではありません。
- ② 総合点検等により、実際に泡放射を行い、泡消火薬剤の機能を確認してから3年以内であること。
- ③ 設置されている泡消火薬剤の一部をサンプリングし、「比重」、「粘度」、「水素イオン濃度」、「沈 澱量」、「膨脹率」、「25%還元時間」、「その他薬剤種別ごとの項目」を検査する事によって、消 火薬剤の機能を確認してから3年以内であること。
 - ※泡放射によらない点検を実施した場合は、点検票の備考欄に「PFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤を使用している旨」及び「当該泡消火薬剤の型式番号」等を記載するとともに、 消火薬剤の機能を維持するための措置を講じていることが確認できる資料を添付すること。

機能を維持する為の措置の例

例1)2005年4月に設置、毎年10月に総合点検しているPFOS含有水成膜泡消火薬剤使用物件

上記①に該当します。設置から 10 年後 (2015 年 4 月) までは、機能を維持する為の措置が講じられているとみなされ、改正点検基準・点検要領が適用されます。2014 年 10 月の総合点検時に、上記②または③を実施し、機能を維持する為の措置が確認されれば、引き続き 2017 年 10 月の点検まで改正点検基準・点検要領が適用されます。(以降も同様)

例2)1980年に設置、2010年4月に総合点検を実施しているPFOS含有水成膜泡消火薬剤使用物件 設置から30年経過しているため、上記①は該当しません。

直近の総合点検から3年後の総合点検(2013年4月)までは、上記②により改正点検基準・点検要領が適用されます。2013年4月の総合点検時に、上記②または③を実施し、機能を維持する為の措置が確認されれば、引き続き2016年4月の点検まで改正点検・点検要領が適用されます。(以降も同様)

<製造所等の定期点検について>

PFOS含有泡消火薬剤を使用している場合は、次の方法で点検することができます。

- ・製造所等に設置された泡消火設備の泡放出口の定期点検は、放射試験で確認することとされていますが、泡放出口または試験口等からの水放射により行うことができます。
- ・固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検(一体 点検)は、泡放出口または直近に設けた試験口等からの泡水溶液または水の放出により送液機能 が適正であること、並びに試験により泡消火薬剤の性状及び性能が適正であることを確認する事

により当該点検を行うこととし、送液機能が適正である事の確認について、泡放出口または直近 に設けた試験口等からの水放射により行うことができます。

(2) サンプリング検査について

① サンプリング検査とは?

機能を維持する為の措置③の「サンプリング検査」は、消防庁の通知に基づき泡消火薬剤貯蔵槽から泡消火薬剤の原液を1~2リットル程度採取し、製造会社等にて検査するものです。

② サンプリング検査の項目について

サンプリング検査では表-3の7項目の検査を行います。

また、各検査項目で基準値を外れた場合、次の不具合事例によって消火性能等に影響を及ぼす恐れがあります。

1X0	700万万万段且の項目と17共日事例
検査項目	不具合事例
①比重	所定の混合比(水と泡消火薬剤)が得られなくなります。
②粘度	所定の混合比(水と泡消火薬剤)が得られなくなります。
③水素イオン濃度	泡消火薬剤貯蔵槽の腐食が生じる恐れがあります。
④沈澱量	沈澱物の生成により混合器や泡ヘッド等の機器に目詰まりが
	生じる恐れがあります。
⑤膨脹率	火災面を十分な泡で冠泡することができなくなります。
⑥25%還元時間	泡の安定性が失われ十分な泡で冠泡することができなくなり
	ます。
⑦その他薬剤の種類ご	(水成膜泡では水成膜試験、ふっ素たん白泡では表面張力試験
との検査	を行います。)
	それぞれ、火災油面の被膜性能の低下や耐油汚染性能が低下し
	ます。

表-3 サンプリング検査の項目と不具合事例

③ 各検査項目の判定基準について

泡消火薬剤ごとに物性が異なりますので、泡消火薬剤ごとに判定基準を定めています。 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(自治省令第26号、以下「規格省令」という。)の範囲も しくは各泡消火薬剤の検定申請値等を判定基準として用います。

なお、混合されている場合は、それぞれの検定申請値の範囲を検定申請値とみなします。 検査の結果、1項目でも基準範囲から外れた場合、サンプリング検査の結果は「不合格」となります。

①比重・・・・・・検定申請値±0.02) かつ規格省令の

③水素イオン濃度・・水成膜 : 6.0 以上 8.5 以下

合成界面活性剤:6.5以上8.5以下たん白:6.0以上7.5以下

④沈澱量・・・・・0. 20Vo1%以下

⑤膨脹率・・・・・水成膜 : 5 倍以上

たん白、合成界面活性剤:6倍以上

⑥25%還元時間・・・1 分以上

⑦水成膜試験・・・・着火しないこと

⑧表面張力・・・・0.03N/m以下

混合時のみなし検定申請値(比重の例)

泡消火薬剤Aの検定申請値が 1.080、 泡消火薬剤Bの検定申請値が 1.104 ならば、 判定基準の範囲は $1.06 \sim 1.124$ となります。 (1.08 - 0.02) \sim (1.104 + 0.02)

④ サンプリング検査の依頼方法について

- ○依頼先・・・・・泡消火薬剤の製造会社もしくは泡ヘッドの製造会社に依頼して下さい。
- ○検査期間・・・・泡消火薬剤が届いてから約1ヶ月かかります。詳細は確認して下さい。
- ○依頼票・・・・・図-2に示す依頼票を、依頼先の会社から入手して下さい。

(一社) 日本消火装置工業会のホームページからダウンロードも可能です。

- ○費用の内訳・・・検査人件費、検査器具洗浄代、検査後の泡消火薬剤の処分費、その他
- ○依頼時の情報・・①依頼者の情報(会社名、担当者、連絡先電話番号)、②管理台帳登録済み証の管理番号、③物件名、住所、④泡消火薬剤の商品名、型式番号(混合前のもの、混合したものの両方 例:泡第○○~○号)、⑤採取日、⑥その他依頼先で必要としている情報
- 注)上記の情報が明確でない場合は、サンプリング検査で合否の判定ができない場合があります。
- ⑤ サンプリング検査のための泡消火薬剤採取について
 - ○必要な資格・・・「第1種消防設備点検資格者」、「甲種又は乙種消防設備士第2類」です。
 - 〇必要量・・・・泡消火薬剤原液1~2リットル程度。必要採取量はサンプリング検査を依頼する会社に確認してください。
 - ○採取時の留意点・PFOSが環境中に放出されないように十分留意して下さい。
 - ○採取時期・・・・総合点検を実施する6ヶ月前以内が目安です。
 - ○輸送方法・・・・密閉容器に入れ、段ボール等で梱包し輸送して下さい。その際、PFOSが第 一種特定化学物質である旨を示す表示を図-1の見本に準じて行って下さい。

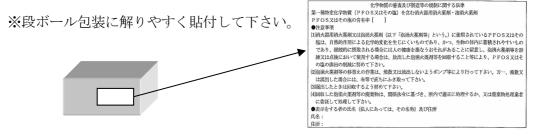


図-1 輸送時の表示方法(例)

JFES-032-2-2012

PFOS含有泡消火薬剤 サンプリング検査依頼票

下表の着色部をご記入またはチェックしてください

		検査依頼先)					依頼元情	報		
会社名	・部署など			会社名	・所属	部署				
				担 当	者	名				
			連絡先	電話	番号					
				依頼	年 月	日		年	月	日
物	物	件 名								
件情	物件	住 所								
報	管理台帳	登録番号**1								
		ž	昆合前のも	か			ž	混合したもの) ^{*2}	
泡	製品名									
消	製造会社									
١	型式番号	泡第	~	号			泡第	~		号
火	型式	□たん白	□ 合同		削		水成膜			
薬	温度範囲	5~+30°C		-10~+30	℃(耐寒	(用)		~+30°C(超	耐寒用)	
剤	混合比	□ 3%	<u>6</u> %							
) Ail	納入年月	4	年	月						
貯	形 式	□ ダイヤフラム3	式 🗌 加圧	E式 [無圧	式] 他()
蔵	タンク容量		L							
槽	設置場所	屋内	屋外							
採	採取位置	泡消火薬剤貯蔵	で [上部		中部	一下部			
取薬	採取日	:	年	月		日				
剤	採取量※3	□ 約1.0L	□約2	.0L		その他(L)		
発	発送方法									
	発 送 日	2	年	月		日				
送	試料荷姿	L容器:	×	本、		L容器	₹×	本		
検	宛 先								様	·御中
査結	送付先									
果	希望納期	2	年	月		日まて	:必着			
備										
考										

- ※1:泡消火薬剤貯蔵槽に貼付している黄色いシールの番号です。シール未貼付の場合、登録が必要です。
- ※2:泡消火薬剤を混合使用している場合に記入してください。
- ※3:必要採取量は、サンプリング検査を依頼する会社に確認してください。
- 注1)検査用のPFOS含有泡消火薬剤は譲渡・提供を受けたものとして取り扱います。
- 注2)検査終了後の泡消火薬剤は、産業廃棄物として取り扱い、検査会社が排出事業者として適切に処理します。

一般社団法人 日本消火装置工業会

図-2 サンプリング検査依頼票

⑥ サンプリング検査の結果の取扱いについて

・サンプリング検査の結果は、依頼先から受け取り、泡消火設備点検票に添付して下さい。

M2011 - 012番号

PFOS含有泡消火薬剤 サンプリング検査結果成績書

サンプリング検査依頼防災株式会社 御中

物件名 〇〇ビル駐車場 泡消火設備 サンプリング検査実施株式会社 東京都港区西新橋2丁目18番2号

 $\texttt{Tel}: \texttt{03-5404-2181} \quad \texttt{FAX}: \texttt{03-5404-7371}$

消装太郎 承認者 印 検査者 工業会次郎 ЕΠ

管理台帳登録番号 02110 薬剤採取日 2011年7月21日 2011年8月10日 検査実施日

泡消火薬剤種別 水成膜泡消火薬剤

	製品名	製造会社	型式番号
混合前の薬剤	00ウォーター	□□株式会社	泡第○○~○号
混合した薬剤	△△フォーム	株式会社××××	泡第××~×号

検査結果



不合格 ・ 判定できず

検査結果一覧

No.	検査項目	合格範囲	検査結果値	判定	備考
1	比重 / 20℃	1.030~1.120	1. 094	0	
2	粘度 / 20℃	23.1~85.8 cSt	63. 7	0	
3	水素イオン濃度 ∕20℃	6.0~8.5	7. 6		
4	沈澱量	0. 20Vo1%以下	0. 19	0	
5	膨脹率	5倍以上	6. 3倍	0	
6	25% 還元時間	1分以上	1分38秒	0	
7	水成 膜試験	着火しないこと	着火せず	0	

No1~6: 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令に基づく。(自治省令 第26号:昭和50年12月9日)

No.7:日本消防検定協会の泡消火薬剤の検定細則に基づく。

cSt (センチストークス) = mm²/s (SI単位)

図-3 サンプリング検査結果成績書(例)

- ・合格の場合は総合点検結果の分布等に「○」を記載して下さい。
- ・不合格の場合は総合点検結果の分布等に「×」を記載し、速やかに泡消火薬剤等を交換して下さ い (図-5)。
- ・泡消火設備点検票の備考欄に①PFOSを含む消火薬剤を使用していること ②消火薬剤の型式 番号を記載して下さい。



図-4 点検票への記載(例)

なお、サンプリング検査を実施する者は、消防設備士の有資格者であることが望ましいが、必須で はありません。

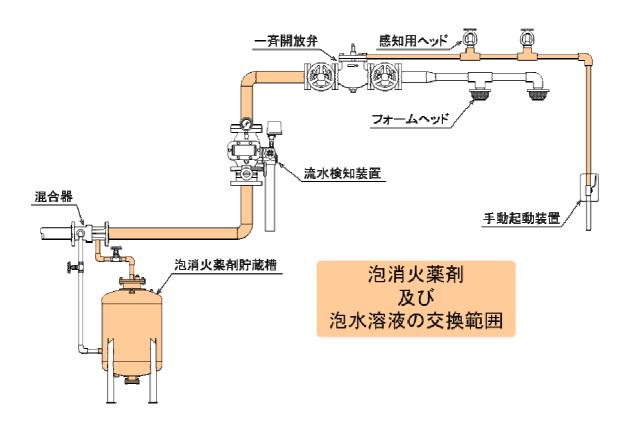


図-5 泡消火薬剤及び泡水溶液の交換範囲

(3) 泡消火薬剤の混合使用

PFOS含有泡消火薬剤は、平成22年4月1日以降製造されておらず、点検等で必要な補充用薬剤の入手が困難となることから、表-4(その1、その2、その3、その4)の組み合わせに限り混合使用することが可能となります。

なお、PFOS含有泡消火薬剤にPFOS非含有泡消火薬剤を混合使用する場合の注意事項を以下に示します。

- 最初の補充に限り「軽微な工事」とみなし、着工届は要しないものとし、設置届に伴う消防検査については現場確認を省略できます。この取扱いについては管轄消防署により異なる場合がありますので、事前に管轄消防署に確認して下さい。
- 設置届には、試験結果報告書に代えて、混合使用の条件に適合することを確認した資料(9. 関係資料の掲載先(URL)(12)(一社)日本消火装置工業会ホームページの「工業会情報」-「PFOS含有泡消火薬剤混合啓蒙パンフレット」)を添付します。
- 混合補充した場合は、「PFOS含有泡消火薬剤であること」および「PFOS含有泡消火薬剤 とPFOS非含有泡消火薬剤が混合されていること」を当該泡消火薬剤貯蔵槽に表示します。
- 2回目以降の補充は、既に混合されている泡消火薬剤への補充であることから「整備」とみなし、 着工届並びに設置届及び消防検査は不要です。
- PFOS含有泡消火薬剤とPFOS非含有泡消火薬剤を混合補充しても、混合した泡消火薬剤は PFOS含有泡消火薬剤として扱います。(PFOS非含有泡消火薬剤に全量交換して初めて、 PFOS非含有泡消火設備として扱われます。)
- 補充(混合)する泡消火薬剤は1種類に限定されています。(1の泡消火薬剤貯蔵槽には3種類以上の泡消火薬剤は補充(混合)貯蔵できません。)

<製造所等の混合使用について>

PFOS含有泡消火薬剤を使用している泡消火設備において、PFOS非含有泡消火薬剤を混合使用する場合の注意事項を以下に示します。

- 最初の補充は、「製造所等において行われる変更工事の取扱いについて」(平成14年3月29日付け消防危第49号)における「資料の提出を要する軽微な変更工事」になります。この取扱いについては管轄消防署により異なる場合がありますので、事前に管轄消防署に確認して下さい。
- 補充するPFOS非含有泡消火薬剤は、PFOS含有泡消火薬剤と任意の割合で混合した場合、「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」(昭和50年自治省令第26号)に適合していることを確認したものである必要があります。
- 2回目以降の補充は、1回目に補充した泡消火薬剤と同一のものを補充することから、資料等による確認を要さない「軽微な変更工事」として扱うことができます。

【参考:「PFOSを含有する泡消火薬剤の混合使用について」消防予第416号、平成22年9月15日】 【参考:「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」 消防危第297号、平成22年12月28日】

表-4 (その1) ライトウォーターとその他泡消火薬剤の混合使用組み合わせ適合表

	コート 合)した水成脈 ことができるこ	莫泡消火薬剤					えない水成膜流	別消火薬剤		
±1 /2			ヤマト プロテック(株)	日本ドライ ケミカル(株)	第一化	一 化 成産業㈱ 深田工業㈱		(株)初田 製作所	日新理化産業㈱	
社 名		(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	アルファ ※2 フォーム310	エクスチン サーフ ウォーターⅢ	DΚウ	ォーター	フカダ・ フロロウォー ターF	ハツタニュー フォームAF 3 ※1※2	フロロフォーム	フィルム ム ※2
	フォーム ^{、、性前} ヘッド型式 ^{、、} 、	度定型式番号 工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	泡第 10~1 号 (3 %型)	泡第 10~6 号 (3 %型)	泡第10~3号 (3%型)	泡第15~2号 (6%型)	泡第 13~1 号 (3 %型)	泡第 14~4 号 (3 %型)	泡第1~3号 (3%型)	泡第1~2号 (6%型)
	FL-35-1	221T119-1			0	0			0	0
ニッタン(株)	FL-35	221T119			0	0				
	FL20 *	221T155	\		0				0	
	FB-35	221T126	0	0					0	
ホーチキ(株)	GFH-C35	221T165	0	0	0		<u> </u>			
	GFH-AW25%	221T145		0	}					
	SMF-01	221T148	0	0	0		0	0	0	
千住	SHF-20 *	221T160	0	0	0		0	0	0	
スフ゜リンクラー(株)	SFH35	221T123		0	}					0
	MFH-20 %	221T166	0	0	0		0			
宮田工業㈱	MFH-35-2	221T113			0	0				
㈱宮本工業所	KMF-01	221T153	0	0						
(株)モリタ	MMF-01	221T151	0	0	0		0			
	YAH-20 %	221T140	0							
ヤマト	YAH-35T	221T158	0							
プロテック(株)	YLH-35N	221T131	0							
	YAH-35	221T139	0							
	FHC-35	221T150		0						
日本ドライ	FHS-20 **	221T161		0						
ケミカル(株)	FH-35	221T122	\	0						
T I M T ##//#	IAH-20 **	221T163	0							
五十鈴工業㈱	IAH-35T	221T164	0	1	}					
	HFH-35T	221T132						0		
	HFH-35E	221T141						0		
㈱初田製作所	HFH-20P *	221T142						0		
	HFH-35S	221T169	0	0	0		0	0	0	
	HFH-20S *	221T170	0	0	0		0	0	0	
	NH053	221T121							0	0
能美防災㈱	NH053A	221T121-1]	[[[0	0
	NH054 ※	221T157					T		0	
日信防災(株)	BNH053A	221T154							0	0
㈱立売堀	IFH-35E	221T143						0		
製作所	IFH-20P*	221T144		1	}			0		

- 《記事》 1. 当初貯蔵していた泡消火薬剤 (ライトウォーター) の型式番号は、泡第 51~7 号 (6%型) および泡第 53~5 号 (3%型) です。
 - 2. 〇印は、適合する組み合せを示す。
 - 3. フォームヘッド型式の※印は側壁型のヘッドを示す。
 - 4. %1 のハツタニューフォーム AF^3 の現在の商品名は、ハツタニューフォーム AF 103 です。
 - 5. ※2 の泡消火薬剤は、現在製造中止となっています。(対応方法についてはメーカーにお問い合わせください。) (尚、追加で混合使用の適合性が確認されたものについては随時更新予定。)
 - 6. 平成 27 年 6 月現在

表-4(その2) ライトウォーター以外の混合使用組み合わせ適合表

当初貯蔵していた泡消火薬剤に任意の割合 で混合した場合に所要の性能を有すること が確認されているフォームヘッド			当初貯蔵して	いた泡消火薬剤	左記当初貯蔵していた泡消火薬剤に補充 (混合) して差し支えない泡消火薬剤		
			DIC(株)	ヤマトプロテック(株)	D I C(株)	ヤマトプロテック(株)	
社 名		泡消火薬剤 	メガフォーム F-623	アルファフォーム 3 1 0	メガフォーム F-623T	アルファフォーム 3 1 0 R	
	フォーム`、、性 クッド型式 、、、 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	検定型式 能 評定番号 番号	泡第1~6号 (3%型)	泡第10~1号 (3%型)	泡第17~3号 (3%型)	泡第19~26号 (3%型)	
	NHO 53	221T121	0	_	0	_	
能美防災㈱	NHO 53A	221T121-1	0	_	0	_	
	NHO 54 🔆	221T157	0	_	0	_	
	HFH-35T	221T132	0	_	0	_	
	HFH-35E	221T141	0	_	0	_	
㈱初田製作所	HFH-20P ※	221T142	0	_	0	_	
	HFH-35S	221T169	0	_	0	_	
	HFH-20S ※	221T170	0	_	0	_	
宮田工業㈱	MFH-35-2	221T113	0	_	0	_	
西田土未(杯)	MFH-20 ※	221T166	0	_	0	_	
	YLH-35N	221T131	_	0	_	0	
トレック (株)	YAH-35	221T139	_	0	_	0	
((() () () (() () () () () (YAH-20 ※	221T140	_	0	_	0	
	YAH-35T	221T158	_	0	_	0	
千住スプリンクラー(株)	SMF-01	221T148	0	_	0	_	
圧入ノリンノノ (物)	SHF-20 ※	221T160	0	_	0	_	
	IFH-35E	221T143	0		0	_	
	IAH-20P ※	221T144	0	_	0	_	
 株 立売堀製作所	IAH-20 ※	221T163	_	0	_	0	
「かり上)じが「衣」トワー	IAH-35T	221T164	_	0	_	0	
	ISAH-35	221T167	<u> </u>	0	_	0	
//=1 	ISAH-20 ※	221T168 第443 413 414	_	0	_	0	

《記事》 1. 表中の〇印は、適合する組み合わせを示す。

- 2. 表中のフォームヘッド型式の※印は側壁型のヘッドを示す。 3. 平成 27 年 6 月現在

表-4(その3) 噴霧消火剤と泡消火薬剤の混合使用組み合わせ適合表

	いた噴霧消火剤に任意の割合で 有することが確認されているシ		当初貯蔵していた 噴霧消火剤	左記当初貯蔵していた噴霧消 火剤に補充(混合)して差 し支えない泡消火薬剤
社 名			能美防災㈱	DIC(株)
		噴霧消火剤及び 泡消火薬剤品名	噴霧消火剤 N C A 2 1 1	泡消火薬剤 NCA211T
	噴霧消火システム 及び性能鑑定番号	性能鑑定番号及び 検定型式番号	鑑特第116号 (2%型)	泡第22~9号 (2%型)
	閉鎖型噴霧消火システム	鑑特第119号	0	0
能美防災㈱	閉鎖型噴霧消火システム (クローズドNS式)	鑑特第132号	0	0
	閉鎖型噴霧消火システム (クローズ湿式)	鑑特第133号	0	0

《記事》 1. 表中の〇印は、適合する組み合わせを示す。 2. 平成27年6月現在

表-4(その4) 閉鎖型泡消火システム用泡消火薬剤の混合使用組み合わせ適合表

当初貯蔵していた泡消火薬剤に任意の割合で混合した場合に 所要の性能を有することが確認されているシステム			当初貯蔵していた泡消火薬剤		左記当初貯蔵してい た泡消火薬剤に補充 (混合)して差し支え ない泡消火薬剤
社 名			ヤマトエンジ ニアリング(株)	ヤマト プロテック(株)	ヤマトプロテック㈱
		泡消火薬剤品名	CFフォーム	アルファフォーム310	アルファフォーム310R
	泡消火システム 及び性能鑑定番号	検定型式番号	泡第 15~4 号 (3 %型)	泡第 10~1 号 (3 %型)	泡第 19~26 号 (3 %型)
ヤマト	閉鎖型泡消火システム (CFシステム)	鑑特第129号	0	_	0
プロテック(株)	閉鎖型泡消火システム (CFシステムⅡ)	鑑特第218号	_	0	0

[《]記事》 1. 表中の〇印は、適合する組み合わせを示す。 2. 平成27年6月現在

5. 廃掃法上の取扱いについて

(1) 点検で放出したPFOS含有廃棄物の処理委託について

PFOS含有廃棄物を廃棄する場合は、廃掃法の基準及び「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従って適切に処理することが必要です。

- PFOS含有廃棄物の収集・運搬又は処分を委託する場合には、PFOS含有廃棄物の分類がその事業の範囲(汚泥、廃酸、廃アルカリ)に含まれており、「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従って分解処理できることを事前に確認している処理業者に委託する必要があります。
- PFOS含有廃棄物を産業廃棄物として処理しようとする者(排出事業者)は、産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)を交付し、収集運搬、中間処理、最終処分等の各段階で終了後に返送されたマニフェストの内容を確認の上、5年間保存して下さい。
- 排出事業者は、処理業者に対してあらかじめ以下の事項を通知して下さい。
 - ①PFOS含有廃棄物であること
 - ②数量
 - ③性状
 - ④荷姿
 - ⑤PFOS含有廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項 (安全データシート(SDS)等により取り扱う際の注意事項を把握した上で、廃棄物情報の提供に関するガイドライン(WDSガイドライン)等を使用する。)
- (2) 点検で放出したPFOS含有廃棄物の収集・運搬について

PFOS含有廃棄物を収集・運搬する場合は、次の方法で行う必要があります。

- PFOS含有廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を行って下さい。
- 運搬車及び運搬容器はPFOS含有廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- PFOS含有廃棄物が、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分し収集し、 又は運搬して下さい。

(3) 処理事業者について

一般社団法人日本消火装置工業会では、PFOS含有廃棄物(泡消火薬剤等)の分類が事業範囲(汚泥、廃酸、廃アルカリ)に含まれ、かつ「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に基づき実証実験を行い、処理業者の管轄自治体から承認を受けるとともに、環境省に結果報告をして確認を受けた処理業者について環境省と情報交換を行い、確認が取れた処理業者を以下の通り紹介しています。(平成27年6月現在)

処理委託にあたっては、紹介している下記の処理業者に委託をしてください。なお、処理業者により、PFOS含有廃棄物を処分できる範囲が異なる場合がありますので、処理に関するご相談は、処理業者に直接ご連絡下さい。(例:液体状は処理可能、固形物は不可、等)

(A)株式会社クレハ環境 (当工業会会員)

処理場所:福島県、神奈川県

Tel: 03-5767-9757

URL: http://www.kurekan.co.jp/

(B) エコシステム千葉株式会社

処理場所:千葉県 Tel:03-3277-6635 URL : http://www.dowa-eco.co.jp/ECB

(c)エコシステム山陽株式会社

処理場所:岡山県 Tel:0868-62-1341

URL : http://www.dowa-eco.co.jp/ESY/

(D) 青木環境事業株式会社

処理場所:新潟県 Tel:025-255-3360

URL : http://www.aokikankyo.com/

(E) 三友プラントサービス株式会社

処理場所:千葉県 Tel:0475-53-8011 処理場所:神奈川県 Tel:042-773-1431

URL : http://www.g-sanyu.co.jp/

(F) 早来工営株式会社

処理場所:北海道 Tel:0133-64-1311 処理場所:大阪府 Tel:06-6651-0121

URL : http://www. hayakita. co. jp/

(G) (令和2年1月 削除)

(H)株式会社ダイカン

処理場所:大阪府 Tel:06-6913-8666

URL : http://www.daikan-eco.co.jp/

(I)オリックス資源循環株式会社

処理場所:埼玉県 Tel:03-5418-4817

URL : http://www.orix.co.jp/resource/

(J) ジャパン・リサイクル株式会社

処理場所:千葉県 Tel:043-262-4716

URL : http://www.japan-recycle.co.jp/

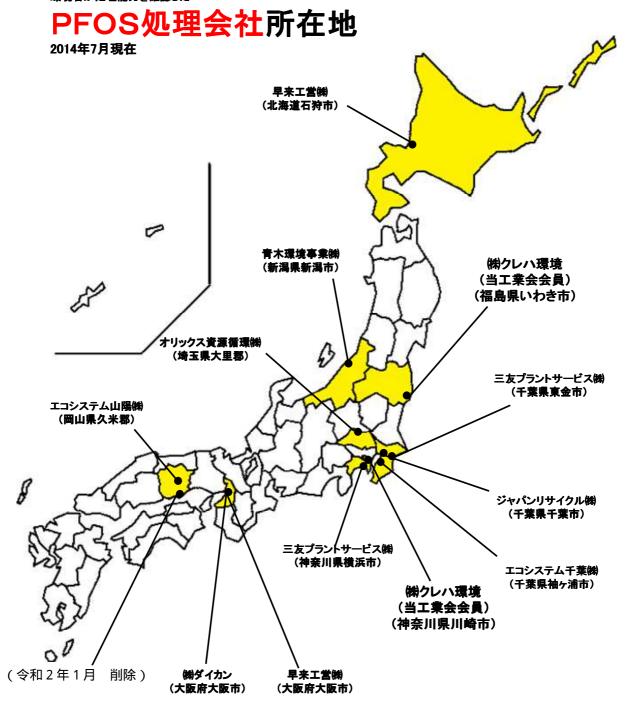


図-6 PFOS処理会社の所在地

(4) 排出事業者について

事業活動に伴い産業廃棄物を生じた事業者のことをいい、PFOS含有泡消火薬剤等の場合は、原則として設備所有者すなわち泡消火設備を所有している者が該当します。

排出事業者は産業廃棄物を適正に処理する義務があります。

6. 化管法上の取扱いについて

(1) PRTR制度への該当について

PRTR制度における届出の義務は、届出対象事業者の事業所が以下の3つの条件すべてに合致し、届出対象製品(*1)を排出または移動する際に課せられ、都道府県経由で事業所管大臣に対し排出量・移動量の届出を行う必要があります。

- ①政令で指定する24種類の業種に属する事業者。
- ②常時使用する従業員の数が21人以上の事業者。
- ③PFOSの年間取扱量が1トン以上の事業所を有する事業者等(*2)、又は廃掃法他で定める特定の施設を設置している事業者。

(2) 事業所の届出対象業種について

下表-6の対象業種の何れかの事業を営んでいる事業所が対象となります(*3)。兼業の場合、1つでも該当すれば対象となります。

なお、ここでいう事業者とは泡消火薬剤の所有権者となり、消防設備の点検業者ではありません。 また、消防設備の点検業は下表-5の業種何れにも該当しないため、PRTR制度の対象とはなり ません。

表-5 PRTR制度対象業種一覧表

	衣 ○ 「八」八門及刈多未住 見衣							
1	金属鉱業		4	電気業				
2	2 原油・天然ガス鉱業		5	ガス業				
3	製造業		6	熱供給業				
	а	食料品製造業	7	下水道業:公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱				
	b	飲料・たばこ・飼料製造業		い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象				
	С	繊維工業	8	鉄道業				
	d	衣服・その他の繊維製品製造業	9	倉庫業 (農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体				
	е	木材・木製品製造業		を貯蔵する場合に限る。)				
	f	家具・装備品製造業	10	石油卸売業				
	g	パルプ・紙・紙加工品製造業	11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された				
	h	出版・印刷・同関連産業		物質を取り扱うものに限る。)				
	i	化学工業	12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を				
	j	石油製品・石炭製品製造業		取り扱うものに限る。)				
	k	プラスチック製品製造業	13	燃料小売業				
	1	ゴム製品製造業	14	洗濯業				
	m	なめし革・同製品・毛皮製造業	15	写真業				
	n	窯業・土石製品製造業	16	自動車整備業				
	0	鉄鋼業	17	機械修理業				
	р	非鉄金属製造業	18	商品検査業				
	q	金属製品製造業	19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)				
	r	一般機械器具製造業	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)				
	S	電気機械器具製造業	21	産業廃棄物処分業 (特別管理産業廃棄物処分業を含む。)				
	t	輸送用機械器具製造業	22	医療業				
	u	精密機械器具製造業	23	高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)				
	V	武器製造業	24	自然科学研究所				
	W	その他の製造業						
		-						

(*1) 第一種指定化学物質 (PFOSは該当)を1質量%以上含有している等の製品に限られます。 PFOS含有率は、表-1 (その1、その2、その3)を参照してください

- (*2) 年間取扱量の算出はPFOSの量そのものが該当します。計算例を以下に示します。
 - 例 1: 「泡第 53~5 号: 水成膜泡 3% (-5 \mathbb{C} \sim +30 \mathbb{C})」の取扱量の合計が年間 60,000 リットルになった場合・・・含有率が約 2%なので、60,000×0.02=1200 リットル>1 トン \rightarrow PRTR制度の届出対象取扱量に該当
 - 例 2:「泡第 53~5 号:水成膜泡 3% (-5°C~+30°C)」の取扱量が年間 5,000 リットルで、かっ「泡第 60~2 号:水成膜泡 3% (-10°C~+30°C)」の取扱量の合計が年間 10,000 リットルになった場合・・・含有率がそれぞれ約 2%、約 1%なので、5,000×0.02+10,000×0.01=200 リットル<1トン
 - →PRTR制度の届出対象取扱量に該当しない
- (*3) 例えば、事業所の業種が不動産業、サービス業等の場合は、上記①で指定する業種に属さないため、届出の義務はありませんが、事業所が製造所等(製造業)の場合は、上記①で指定する業種に属するため、上記②及び③の条件に合致する場合は届出の義務が課せられます。

7. PFOS非含有泡消火薬剤への交換

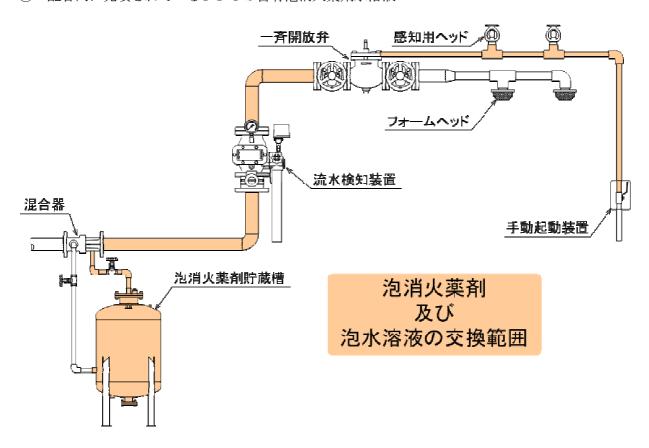
(1) 交換の推奨について

(一社)日本消火装置工業会では、泡消火薬剤の性能維持の観点から、泡消火設備の設置から交換推奨年数(水成膜泡・たん白泡:8~10年、合成界面泡:13~15年)を経過したものは、新しい泡消火薬剤に交換していただくことを推奨しています。

今回、PFOSが残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約付属書Bに追加され、日本国内では化審法の第一種特定化学物質に指定された主旨に鑑み、環境排出抑制の観点から**PFOS非含有**

<u>泡消火薬剤への切り替えを早期に進めるよう努めて下さい。</u>

- (2) 交換対象
 - ① 泡消火薬剤貯蔵槽内のPFOS含有泡消火薬剤
 - ② 配管内に充填されているPFOS含有泡消火薬剤水溶液



再掲 図-5 泡消火薬剤及び泡水溶液の交換範囲

(3) 交換前の準備

① ローリーや保管容器(ポリ容器やドラム缶)の手配等

PFOS含有廃棄物は、全量回収の上、廃掃法の基準に従って処理する必要があります。全量回収に必要な準備・手配(配管工事、ローリーや保管容器(ポリ容器やドラム缶)の手配など)を行って下さい。

- ② 服装、保護具
 - 泡消火薬剤の安全データシート (SDS) 等に従って下さい。
- ③ 養生、容器の準備
 - PFOS汚染物が飛散、流出しないよう、以下の準備を行って下さい。
 - ふき取り用の布等を用意して下さい。
 - PFOS汚染物を回収する為の容器(密閉式の堅固な容器であり、浸透しにくい材料を用いて製作されたもの)を用意して下さい。

- 容器等には受け皿を敷くなどして、漏出防止に努めて下さい。
- 地下浸透を防止する為、PFOS含有泡消火薬剤もしくは水溶液が放出される恐れがある床面は、合成樹脂等により被覆(地下浸透しないものであれば、ビニールシートでも可)して下さい。

(4) 交換時/交換後

① PFOS汚染物の回収

当該設備の取扱説明書等に従い、PFOS汚染物を、極力回収して下さい。回収時の注意事項を以下に示します。

- ポンプ等を使用して、外部に漏出しないよう努めて下さい。なお、外部に流出しない方法であれば、特に方法は特定されていません。
- 回収したPFOS汚染物は、密閉できる容器に入れて保管して下さい。
- 万一泡消火薬剤等が漏出した場合は、速やかに漏出拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、 出来る限り漏出したPFOS汚染物を回収して下さい。
- PFOS汚染物を入れた容器は、屋内に保管し、床面はコンクリート、または合成樹脂等により被覆(地下浸透しないものであれば、ビニールシートでも可)する措置を講じた場所として下さい。
- ② 泡消火薬剤貯蔵槽や配管について 適切に交換を行なった後の消火設備機器については再利用が可能です。
- ③ PFOS非含有泡消火薬剤への交換 全量を他の薬剤と交換する場合には、既設のフォームヘッドとの組み合わせにおいて性能評定を 取得している泡消火薬剤と交換して下さい。
- ④ 使用した器具等の洗浄

交換に使用した器具等は、PFOS含有泡消火薬剤等が外部に漏出しないように洗浄するか、または布等でふき取って下さい。

なお、洗浄に用いた水またはふき取った布等は、密閉できる容器に入れて保管して下さい。 廃棄する場合には廃掃法上の基準に従って処理して下さい。

- ⑤ PFOS廃液の処理
 - 「5. 廃掃法上の取扱いについて」に従って廃棄処理して下さい。
- ⑥ PFOS非含有泡消火薬剤交換済証の貼付
 - 「8. 自主的な取り組みについて」に従って交換済証を泡消火薬剤貯蔵槽に貼付して下さい。



図-7 PFOS非含有泡消火薬剤交換済証(水色地に黒文字)

※平成24年4月1日より旧社団法人 日本消火装置工業会は、一般社団法人となりましたが、シールにつきましては在庫がなくなるまで販売させて頂きます。

- ⑦ 管理台帳への登録について
 - 「8. 自主的な取組について」に従って管理台帳に記載し交換済であることを登録して下さい。
- ⑧ 消防届について

交換作業は「軽微な工事」とみなし、着工届は要しないものとし、設置届に伴う消防検査については現場確認を省略できます。この取扱いについては管轄消防署により異なる場合がありますので、事前に管轄消防署に確認して下さい。

8. 自主的な取り組みについて

(1) トレサビリティ調査

(一財) 日本消防設備安全センター及び(一社) 日本消火装置工業会では、関係政府機関、点検業 者様およびお客様のご協力を得て、既設の駐車場用の泡消火設備で使用されている泡消火薬剤の設置 位置、設置量を調査しています。

詳細資料は、「9. 関係資料の掲載先(URL)」に示す、(一社) 日本消火装置工業会のホー ムページより「駐車場用の泡消火設備調査のお願い(日消発第22-41号、22-42号)」、「駐車 場用の泡消火設備と使用する泡消火薬剤の調査票」、「管理台帳(点検事業者等保管用)」、「管 理台帳(提出用)」、「泡消火薬剤貯蔵槽貼付用シール(例)」、「泡消火薬剤貯蔵槽貼付用シー ル購入申込書」、「PFOS含有泡消火薬剤の調査等について(リーフレット)」をダウンロー ドして下さい。

お客様 各位

日消発第 22-41 号 平成 22 年 10 月 社団法人 日本消火装置工業会

駐車場用の泡消火設備調査のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます 平素より消火設備の設置維持管理に特段の理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成21年5月に開催された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs さて、平成 2 1 年 5 月に開催された「奥雷性 有機が発物質に関するストックホル 名条約(POPs条約 参考資料※1 参照)の第 4 回締約国会議(COP4)において、国内で従来から設置されている治消火薬剤の一部の製品に含有されている『ベルフルオロ(オクタンー1 - スルホン館)(別名 PPoS) 又はその塩)』(以下 PFoS という)が、残留性有機が築物質として規制対象物質に指定されました(規制分類は「制限」、治消火薬剤等は使用が認められる用途)。この条約への批准を受け、日本国内では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(通称:化常・参考資料 ※2 参照)において、平成 2 1 年 1 0 月、PFOS は第一種特定化学物質(製造・輸入の事実上禁止、特定用途以外での使用禁止、飲合指定製品の輸入禁止等)に指定され、平成 2 2 年

イル・アル・ファイル がたいからいていたのでは、また。 また。 また。 また。 また。 ないでは、大利にないでは、大利にないでは、大利にないとない。 ないでは、大利にないというというには、大利にない。 この改正化審法につき別途示された技術基準、消防庁告示の改正ならびに廃帰法上のガイドラインに従い、泡消火設備の一部に使用されている PFOS 含有泡消火薬剤について、その設備あるいは容器などへの表示方法、設備の点検方法

及び薬剤等廃棄処理方法の詳細が規定され、平成22年10月1日から週刊が始まりました。 このような動向の中、(社) 日本消火装置工業会では、関係政府機関およびお客様のご協力を得て、 既設の駐車場用の泡消火設備で使用されている泡消火薬剤の設置位置、設置量を下記の通り調査して います。これはストックホルム条約の締約国が対策の結果及び条約の有効性(どの程度 PFOS 含有消火 薬剤を削減できたか)を報告する際の資料として活用するものですので、お客様のご協力のほどよろ しくお願い申し上げます

記

1. 対象製品について 化審法において第一種特定化学物質に指定された PFOS を含有する泡消火薬剤は、別紙調査票 (表2) に示すとおりです

お客様の駐車場用の泡消火設備に使用されている泡消火薬剤について、添付の調査票にしたが った調査にご協力いただきます様よろしくお願い申し上げます。

3. PFOS 含有泡消火薬剤に対する規制内容

既に設置済みのものは、火災時には使用することが可能です。ただし取扱には、前途の化審法 上の技術基準、消防庁告示及び廃掃法上のガイドラインについて遵守が必要です。

4. 情報の取扱いについ

本調査で知り得た情報は、以下記載の利用目的の達成に必要な範囲内で適正に取扱います。 <利用目的>

① PFOS を含有する沟消火薬剤の設置位置、設置量の把握

② 関係政府機関への情報提供

DI F

消火設備点検業者 各位

日消発第 22-42 号 平成 22 年 10 月 社団法人 日本消火装置工業会

駐車場用の泡消火設備調査のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます 平素より消火設備の設置維持管理に特段の理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年5月に開催された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約 参考資料※1参照)の第4回締約国会議 (COP4) において、国内で従来から設置されている 泡消火設備で使用している泡消火薬剤の一部の製品に含有されている『ベルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 又はその塩)』(以下PFOS という)が、残留性有機汚染物質として規制対象物

スルホン酸) (別名 Pros) 又はその塩)」(以下 Pros という) が、残留性有機汚染物質として規制対象報質に指定されました。規制分類は「制限、泡消火薬剤等は使用が認められる用途)。この条約への批准を受け、日本国やでは、「化学物質の審査及の製造等の規制に関する法律」(通称: 化審法 参考資料 ※2 参照) において、平成 2 1 年10 月、Pros は第一種特定化学物質 (製造・輸入の事実上禁止、特定用途以外での使用禁止、政令指定製品の輸入禁止等) に指定され、平成 2 2 年 4 月より施行されています。この中で、Pros 全含有する泡消火薬剤については、条約に準じエッセンシャルユースとして火災時の使用が認められました。しかしたがら、この改正化審法につき別途示された技術基準、消防庁告示の改正ならびに返帰部法上のガイドラインに従い、泡消光設備の一部に使用されている Pros 含有泡消火薬剤について、その設備あるいは容器などへの表示方法、設備の意検方法及び実別等廃棄処理方法の評価が規定され、平成 2 2 年10 月1 日から運用が始まりました。このような動向の中、(社) 日本消火装置工業会では、関係政府機関、点検業者様およびお客様のご協力を得て、財設の駐車場用の泡消入設備で使用されている泡消外薬剤の設置位置、設置量を下記の通り調査としています。これはストックホルム条約の締約目が対策の差別を発いる存物性で使り

通り調査しています。これはストックホルム条約の締約国が対策の結果及び条約の有効性(どの程度 PFOS 含有消火薬剤を削減できたか)を報告する際の資料として活用するものですので、点検業者様の ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象製品について

化審法において第一種特定化学物質に指定される PFOS を含有する泡消火薬剤は、別紙調査票 (表 2) に示すとおりです。

皆様が点検している駐車場用の泡消火設備に使用されている泡消火薬剤について、お客様同意 の上、添付の調査票にしたがった調査にご協力いただきます様よろしくお願い申し上げます。

3. PFOS 含有泡消火薬剤に対する規制内容

既に設置済みのものは、火災時には使用することが可能です。ただし取扱には、前述の化審法 上の技術基準、消防庁告示及び廃掃法上のガイドラインについて遵守が必要です。

4. 情報の取扱いについ

本調査で知り得た情報は、以下記載の利用目的の達成に必要な範囲内で適正に取扱います。

① PFOS を含有する泡消火薬剤の設置位置、設置量の把握

関係政府機関への情報提供

DJ. F

図-8 駐車場用の泡消火設備調査のお願い(左:お客様各位用 右:消火設備点検業者各位用)

(2) 管理台帳への記載など

① 調査の結果、当該泡消火設備が「PFOS含有」または「PFOSみなし含有」※に該当する場合

(一社)日本消火装置工業会もしくは(一社)日本消火装置工業会の会員各社から「PFOS含有泡消火薬剤管理台帳登録済証」をお求めいただき、当該泡消火薬剤貯蔵槽に貼付して下さい。また、当該物件の情報を管理台帳に記入し、管理台帳(提出用)を「PFOS含有泡消火薬剤管理台帳登録済証」をお求めいただいた機関・会社へ提出して下さい。

※竣工時から現在までに使用した泡消火薬剤の種類や交換経歴の全てあるいは一部が明らかでなく、PFOS非含有が確認できない場合にPFOSみなし含有に該当します。



図-9 PFOS含有泡消火薬剤管理台帳登録済証(黄色地に黒文字)

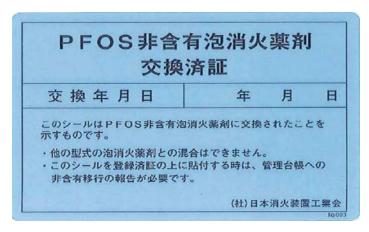
※平成24年4月1日より旧社団法人 日本消火装置工業会は、一般社団法人となりましたが、シールにつきましては在庫がなくなるまで販売させて頂きます。



図-10 管理台帳

② PFOS含有泡消火薬剤をPFOS非含有泡消火薬剤に交換する場合

管理台帳(保管用)の更新および交換日と管理番号を「登録済証」の購入先に報告してください。 また、「PFOS非含有泡消火薬剤交換済証」を当該泡消火薬剤貯蔵槽に貼付して下さい。「交換済証」は(一社)日本消火装置工業会または(一社)日本消火装置工業会の会員各社からお求め下さい。 詳細資料は、「9. 関係資料の掲載先(URL)」に示す、(一社)日本消火装置工業会のホームページより「駐車場用の泡消火設備調査のお願い(日消発第22-41号、22-42号)」、「駐車場用の泡消火設備と使用する泡消火薬剤の調査票」、「管理台帳(点検事業者等保管用)」、「管理台帳(提出用)」、「泡消火薬剤貯蔵槽貼付用シール(例)」、「泡消火薬剤貯蔵槽貼付用シール購入申込書」、「PFOS含有泡消火薬剤の調査等について(リーフレット)」をダウンロードして下さい。



再掲 図-7 PFOS含有泡消火薬剤交換済証(水色地に黒文字)

※平成24年4月1日より旧社団法人 日本消火装置工業会は、一般社団法人となりましたが、シールにつきましては在庫がなくなるまで販売させて頂きます。

③ PFOS含有泡消火薬剤が設置されていない場合

管理台帳(提出用)の提出は不要です。

非含有確認済みであることを表示するために、図-7の「PFOS非含有泡消火薬剤」を当該泡消火薬剤貯蔵槽に貼付して下さい。「PFOS非含有シール」は(一社)日本消火装置工業会または(一社)日本消火装置工業会の会員各社からお求め下さい。

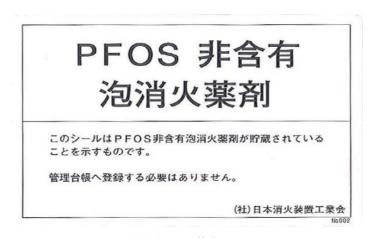


図-11 PFOS非含有泡消火薬剤シール(白色地に黒文字)

※平成24年4月1日より旧社団法人 日本消火装置工業会は、一般社団法人となりましたが、シールにつきましては在庫がなくなるまで販売させて頂きます。

9. 関係資料の掲載先(URL)

(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布について

http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/kaisei21.html

※第1段階改正(平成22年4月1日)、第2段階改正(平成23年4月1日)を含んでいる。

(2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(平成26年6月13日 法律第69号)

http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/hourei/hou.html

(3) 経済産業省化学物質管理政策 改正化審法について

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar10/pdf/03.pdf

(4) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(平成26年3月19日 政令第68号)

http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/hourei/seirei.html

(5) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する 同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第3号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火 薬剤に関する技術上の基準を定める省令」 (平成22年9月3日 総務省、厚生労働省、経済産業省、 国土交通省、環境省、防衛省第1号) 最終改正平成23年3月31日

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H22/H22F11006251001.html

(6) 消火器・泡消火薬剤等のお取り扱いについてのお知らせ (経済産業省パンフレット)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/class1specified/shokaki/shokaki_pamphlet.pdf

※平成23年4月1日より化審法が改正され、参考条文が変更となっているが反映されていない。

(7) PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項(平成23年3月) (環境省)

http://www.env.go.jp/recycle/misc/pfos/tptc.pdf

(8) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する 同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火 薬剤に関する技術上の基準を定める省令」の公布について(通知) (消防消第214号、消防予第384 号、消防危第190号、消防特第167号 平成22年9月3日)

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2209/pdf/220903_syo214.pdf

(9) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する 同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火 薬剤に関する技術上の基準を定める省令」の施行に伴う留意事項について(通知) (消防消第215 号、消防予第385号、消防危第191号、消防特第168号 平成22年9月3日)

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2209/pdf/220903_syo215.pdf

- (10)PFOSを含有する泡消火薬剤の混合使用について(消防予第 416 号 平成 22 年 9 月 15 日)http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2209/pdf/220915_yo416.pdf
- (11) PFOSを含有する泡消火薬剤等の取扱いに係る留意事項等について (消防予第 442 号 平成 22 年 9 月 30 日)

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2209/pdf/220930_yo442.pdf

(12) 各種リーフレット、駐車場用の泡消火設備調査のお願い、PFOS 含有泡消火薬剤管理台帳登録済証、 交換済証、等の消火装置工業会発行文書

http://shosoko.or.jp/info/index.html

(13) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の 一部を改正する告示について(消防庁告示第16号 平成22年9月30日)

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h22/2209/220930_1houdou/02_houdoushiryou.pdf

(14) 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (消防危第 297 号 平成 22 年 12 月 28 日) http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2212/pdf/221228_ki297.pdf

(15) 化管法について (経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

(16) 化学物質を取り扱う事業者の方へ~化管法指定化学物質及び対象業種の見直しについて~(経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/100401pf.pdf

(17) PRTR制度について (経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html

(18) 化管法関連法令集 (平成24年4月)(経済産業省・環境省)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/houreishu.pdf

(19) SDS制度パンフレット (経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/GHSpamphlet201210.pdf

(20) 廃棄物情報の提供に関するガイドライン (環境省)

http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html

(21) マニフェストについて((社)全日本産業廃棄物連合会)

http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/02/manifest.pdf

10. 改訂履歴

全体

・項目や表、図の追加・変更に伴う番号の追加、修正

(第2版、第3版、第4版、第5版時)

・誤字、脱字の修正

(第2版、第3版、第4版、第5版時)

表紙

第2版に変更
 第3版に変更
 第4版に変更
 第5版に変更
 第5版に変更
 第5版に変更

・「PFOS処理事業について」、「関連する各種法律について」を追加 (第2版時)

・発行年月の変更 (第2版、第3版、第4版、第5版時)

・一般社団法人に変更 (第3版時)

はじめに

・「第2版発行にあたって」を追加(第2版時)・「第3版発行にあたって」を追加(第3版時)・「第4版発行にあたって」を追加(第4版時)・「第5版発行にあたって」を追加(第5版時)・「はじめに」のエッセンシャルユース部分の文章を修正(第5版時)

目次

・項目の発生・変更に合わせ、ページの修正及び項目の追加・変更

(第2版、第3版、第4版、第5版時)

1. 本書における用語の解説

・(2)、(12)~(17)を追加
 ・表-1にPFOS含有率の欄を追加
 ・表-1にPFOS含有泡消火薬剤を追加
 ・(第3版時)
 ・(2)、(3)の変更(順番入れ替え)
 ・(14)の変更(SDS制度←MSDS制度)
 (第5版時)

2. 関連する法律等の概要

・(2)として化管法を追加(第2版時)・罰則規定について紹介(第2版時)・表-2に化管法の欄を追加(第2版時)・表-2に郵送する場合の欄を追加(第3版時)・(2)~(4)の変更(順番入れ替え)(第4版時)・表-2の変更(適用法の順番の入れ替え、注意点の修正)(第4版時)

4. 消防法上の取扱いについて

・参考資料として「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」情報を追加

(第2版時)

・混合使用組み合わせ表を修正、追加 (第2版時)

・サンプリング検査について修正、追加 (第3版時)

・サンプリング検査の項目表の整理、統合 (第4版時) ・泡消火薬剤及び泡水溶液の交換範囲の図を掲載 (第4版時) ・混合使用できる組み合わせ追加に伴う適合表の変更 (第5版時) 5. 廃掃法上の取扱いについて (第2版、第3版、第4版時) ・処理業者の情報を追加 ・ 処理業者の情報を変更 (第5版時) ・処理業者所在地の図を追加 (第5版時) ・排出事業者についてを追加 (第2版時) 6. 化管法上の取扱いについて 項目全体を追加 (第2版時) 7. PFOS非含有泡消火薬剤への交換 ・交換後の作業として管理台帳への登録についてを追加 (第2版時)

8. 自主的な取り組みについて

・管理台帳やシール類の入手先及び管理台帳の提出先を変更 (第2版時) ・駐車場用の泡消火設備調査のお願い資料を掲載 (第3版時)

9. 関連資料の掲載先 (URL)

・URL 移動に対応、重複していた URL を削除
 ・(2)、(3)、(13)~(20)の項目を追加
 ・(12)、(13)の URL を修正
 ・(2)、(4)の発布年月を修正
 ・(3)、(5)~(7)、(11)、(12)、(18)、(19)、の URL を修正
 ・(第5版時)

10. 改訂履歴

・項目全体を追加 (第2版時)

・追加、修正 (第3版、第4版、第5版時)

以上